

## 鹿児島県タイ王国向け青果物輸出に係る選果こん包施設認証実施要領

### (目的)

第1条 本要領は、タイ王国向け輸出生鮮果実又は生鮮野菜（以下「青果物」という。）について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省第1号）第18条に基づく適合施設の認定、第21条に基づく定期的な確認等に関する手続き、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）第17条第6項の規定に基づく主務大臣への報告手続及び農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）第3の2に定める適合施設の認定に関する手続のほか、鹿児島県（以下「県」という。）が認証を行うにあたり必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 検査対象施設

生鮮野菜又は生鮮果実（以下「青果物」という。）をタイ王国向けに輸出する県内の選果こん包施設（以下「施設」という。）を対象とし、一施設ごとに認証を行う。

#### (2) 認証

タイ王国保健省告示（2017年第386号）「特定生鮮野菜又は果実の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下、「告示」という）の附属文書2に規定されている認証基準（以下「認証基準」という。）を満たしている施設として、県が認め証明することをいう。

#### (3) 認証取得者

前号の規定により認証を取得した施設の責任者をいう。

#### (4) 検査

認証基準を満たすか否かを判断するため、認証の申請があつた施設において、告示の附属文書3を用いて、県が検査を行うことをいう。

#### (5) 検査員

本要領に基づき、施設の認証基準を満たすか否かを判断するための検査を行う者をいう。検査員は、県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室（以下「輸出・ブランド戦略室」という。）に所属する職員及びその他、輸出・ブランド戦略室長が適当と認める者とする。

### (認証の申請)

第3条 認証を申請することができる者は、青果物を県内において選果こん包する施設の責任者（以下「申請者」という。）とする。

2 申請者は、認証申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付し、検査を希望する日の2週間前までに輸出・ブランド戦略室あてに提出しなければならない。

3 必要書類の提出方法は、電子メール、郵送、一元的な輸出証明書発給システムのいずれかによるものとする。

### (検査の実施)

第4条 輸出・ブランド戦略室は、前条の規定による申請を受理した場合、申請者と日程を調整した上で、検査を実施する。

2 検査員は、検査対象施設が認証基準を満たすか否かについて、別紙「チェックリスト及び採点基準」に基づき、施設の目視による確認、マニュアル等の確認及び申請者へのヒアリング等により検査を行う。なお、検査は原則2名以上で行うものとする。

- 3 検査の結果、認証基準を満たしていないことが確認された場合には、再検査を実施することができる。なお、再検査は、初回の検査日から1ヶ月以内に実施し、初回の検査時に「良い／普通」と判断された項目については、検査を省略できるものとする。
- 4 輸出・ブランド戦略室は、申請者から求めがあった場合には、検査結果を申請者あて開示するものとする。

(認証の通知及び証明書の失効)

第5条 輸出・ブランド戦略室は、検査の結果、検査対象施設が認証基準を満たしていることが確認された場合には、認証通知書（別記様式第2号）に証明書（別記様式第3号）を添付の上、申請者に通知する。

- 2 証明書の有効期間は3年間とし、発行日から起算して3年を経過した日を失効年月日とする。

(検査及び認証に係る費用)

第6条 検査及び認証に係る費用は、無償とする。

(証明書複写の発行)

第7条 認証取得者は、通関用に証明書の複写が必要な場合、証明書複写申請書（別記様式第4号）を輸出・ブランド戦略室あて申請する。

- 2 輸出・ブランド戦略室は、証明書複写申請書を確認の上、適当と認められた場合、証明書の複写に原本証明を行い、発行する。

(証明書の目的外使用の禁止)

第8条 認証取得者は、タイ王国向けの輸出時に使用する目的以外に、証明書及び証明書複写を使用してはならない。

(証明書記載事項の変更)

第9条 認証取得者は、証明書の有効期間内において、認証内容に変更が生じた場合には、証明書記載事項変更申請書（別記様式第5号）により、遅滞なく輸出・ブランド戦略室あてに提出しなければならない。

- 2 輸出・ブランド戦略室は、証明書記載事項変更申請書を受理した場合、必要に応じて検査を実施の上、証明書を発行することができる。なお、再発行された証明書の失効年月日は、当初発行の失効年月日と同一とする。
- 3 証明書の再発行を受けた認証取得者は、当初発行の証明書及び原本証明された複写を輸出・ブランド戦略室あてに遅滞なく返却しなければならない。

(内部点検状況の報告)

第10条 認証取得者は、毎年度施設の稼働終了後1ヶ月以内に、内部点検調書（別記様式第6号）により内部点検を実施し、内部点検状況報告書（別記様式第7号）と併せて、内部点検を実施した日から起算して1ヶ月を経過した日又は当該年度の翌年6月末日のいずれか早い期日までに輸出・ブランド戦略室へ報告するものとする。

- 2 輸出・ブランド戦略室は前項の報告を踏まえ、検査の必要があると判断した場合には、施設に対する検査を実施するほか、必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(認証の取り消し)

第11条 輸出・ブランド戦略室は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該認証を取り消し、認証取消通知書（別記様式第8号）により認証取得者あて通知する。

- (1) 認証取得者の取組が認証基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ県による改善指導に従わない場合
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 認証取得者が証明書を不正に使用した場合
- (4) その他、認証取得者が、本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

(申請書類等の保存及び保存期間)

第 12 条 輸出・ブランド戦略室は、認証に際し、申請書類（添付書類及び証明書記載事項変更申請書を含む。）の原本、認証通知書等（認証取消通知書を含む。）の写し、及び検査結果を保存するとともに、次の各項目を記載した一覧表（別記様式第 9 号）を作成・保存する。

- (1) 申請書類の受付年月日
- (2) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 施設の責任者の氏名、住所及び連絡先
- (4) 証明書に記載された品目
- (5) 証明書に記載された施設番号
- (6) 検査年月日（再検査を実施した場合には再検査年月日を含む。）
- (7) 検査者の所属及び職氏名
- (8) 検査結果点数（合計点）
- (9) 証明書の発行年月日
- (10) 証明書の失効年月日
- (11) その他特記事項（認証内容の変更、認証取消年月日及びその事由等）

2 輸出・ブランド戦略室は、前号に規定する書類等一式について、証明書の発行日が属する年度の翌年度から起算し 5 年間保存する。

(苦情等への対応)

第 13 条 認証取得者は、本要領に基づく認証を取得した施設から出荷したタイ王国向け青果物に対する苦情や問合せ、事故等（以下「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備しなければならない。

2 認証取得者は、出荷したタイ王国向け青果物に対する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

(その他)

第 14 条 本要領に定めるもののほか、認証の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

本要領は、令和元年 10 月 11 日から施行する。

附 則

本要領は、令和 3 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

本要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

付 則

本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。